株主各位

東京都港区海岸三丁目9番15号株式会社バイク王&カンパニー代表取締役社長執行役員石川 秋 彦

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年2月23日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年2月24日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

アジュール竹芝 14階「天平の間」

3. 会議の目的事項

報告事項 第19期(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)事業報告お よび計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 第19期剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以上

[◎]株主総会当日の開場時刻は午前9時00分を予定しております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

[◎]株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.8190.co.jp/)に掲載させていただきます。

[◎]本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成27年12月1日から) 平成28年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、個人消費の伸び悩みとともに企業収益の改善に足踏みがみられる一方、雇用・所得環境の改善が続く等、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、英国のEU離脱や米国の政治情勢の変化等による海外経済の不確実性の高まりにより、国内景気への影響が懸念される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するバイク業界におきましては、国内におけるバイクの新車販売台数は約37万台(平成27年実績、出所:一般社団法人日本自動車工業会)と前年を下回って推移いたしました。また、バイク保有台数は1,148万台(平成27年3月末現在、出所:一般社団法人日本自動車工業会)となり、比較的価値の高い原付二種以上は微増、全体は微減する傾向となりました。

このような市場環境のもとで、当社は、ビジョンとして掲げる「バイクライフの生涯パートナー」の実現に向けて、「当社ビジネスの土台である車輌仕入の最大限の活用」と「小売の販売チャネルの拡充」を基本戦略とする3カ年の中期経営計画を策定し、活動してまいりました。

当事業年度においては、「バイク王」ブランドを統一し、重点施策である「バイク王の総合力の活用」、「エリアマーケティングの強化」、「人財育成の強化」に取り組むとともに、小売販売チャネルの拡充に注力し、既存の5店舗において新たに小売販売を開始いたしました。また、相互の集客力を活用し新たなお客様との接点を拡大することを目的に、二輪車用品販売事業を展開する株式会社G-7ホールディングスと11月に資本業務提携契約を締結いたしました。

あわせて販売費及び一般管理費の抑制に努めましたが、バイク買取事業の業績が前期を下回りました。

以上の結果、売上高16,996,356千円(前期比7.7%減)、営業損失503,009千円(前期は234,706千円の営業利益)、経常損失394,653千円(前期は332,140千円の経常利益)、当期純損失586,233千円(前期は172,435千円の当期純利益)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[バイク買取事業]

バイク買取事業に関しては、広告宣伝の効果が想定を下回ったことによりお申し込み件数が減少いたしました。また、業務オペレーションの見直しや営業力・現場力の強化に取り組み、平均売上単価は上昇いたしましたが仕入原価の抑制に課題が残りました。これらにより、販売台数が前期を下回り、また平均売上単価(一台当たりの売上高)は前期をやや上回ったものの、平均粗利額(一台当たりの粗利額)は前期をやや下回りました。

以上の結果、セグメント間取引消去前の売上高は13,759,902千円(前期比10.3%減)、経常損失は794,709千円(前期は19,677千円の経常利益)となりました。

[バイク小売事業]

バイク小売事業に関しては、平均売上単価、平均粗利額が前期並みとなり、新たに小売販売を開始した5店舗の寄与により販売台数が前期を上回りました。

以上の結果、セグメント間取引消去前の売上高は5,521,748千円(前期比5.5%増)、経常利益は377,008千円(前期比17.3%増)となりました。

[駐車場事業]

駐車場事業に関しては、不採算事業地を閉鎖するとともに、既存事業地の 収益力の向上に取り組みました。

以上の結果、セグメント間取引消去前の売上高は776,624千円(前期比0.5%減)、経常利益は23,046千円(前期は8,974千円の経常損失)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は179,505千円であり、その主な内訳についてセグメント別に示すと以下のとおりであります。

[バイク買取事業]

物流センターの移転、改修にともなう建物等	30,240千円
車両運搬具	52,765千円
就業管理システム	11,130千円
物流センターの移転にともなう敷金及び保証金	24,025千円
〔バイク小売事業〕	
新規出店、改修にともなう建物等	22,915千円
新規出店にともなう敷金及び保証金	10,070千円
〔駐車場事業〕	
駐車場事業地の新設にともなう工具、器具及び備品等	12,642千円
駐車場事業地の新設にともなう敷金及び保証金	2,497千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区分	第16期 (平成25年11月期)	第17期 (平成26年11月期)	第18期 (平成27年11月期)	第19期 (当事業年度) (平成28年11月期)
売 上 高 (千円)	20, 150, 768	19, 287, 186	18, 412, 913	16, 996, 356
営業利益又は 営業損失(△) (千円)	120, 874	186, 267	234, 706	△503, 009
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	269, 769	307, 469	332, 140	△394, 653
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	94, 290	143, 127	172, 435	△586, 233
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	6. 84	10. 38	12. 48	△42. 43
総 資 産 (千円)	5, 789, 306	5, 661, 529	5, 480, 426	4, 796, 125
純 資 産 (千円)	4, 134, 082	4, 138, 830	4, 173, 109	3, 522, 416
1株当たり純資産額(円)	299. 18	299. 58	302.06	252. 22

- (注) 1. 当社は、平成25年6月1日付で株式1株を100株とする株式分割を行っております。このため第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して第16期の1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 2. 記載金額は千円未満を切捨て、「1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)」および「1株当たり純資産額」は小数点以下第2位未満をそれぞれ四 捨五入して表示しております。
 - 3. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)」は期中平均発行済株式総数に基づき、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
- (3) 重要な親会社および子会社の状況
 - ① 親会社の状況 該当事項はありません。
 - ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は長期的な成長を目指し、確実に経営戦略を遂行していくため、以下の課題について対処してまいります。

① バイク買取とバイク小売の融合によるシナジーの創出について

当社は、ビジョンとして掲げる「バイクライフの生涯パートナー」の実現に向けて、従来のバイク買取とバイク小売の融合によるシナジーの創出が重要な課題と認識しております。

このため、既に組織をバイクライフプランニング事業部に統合しておりますが、平成28年12月より事業セグメントもバイク事業に統合することで、真の融合を図ってまいります。

今後も、当社の持つ様々な質の高いサービスをトータルパッケージ化し、 お客様と接する全てのチャネルでご提案・ご提供する体制を構築することで、 シナジーの創出に取り組んでまいります。

また、店舗・拠点におけるサービス機能の統合や新たなサービスの開発・ 提供、ブランディングの再構築等を推進してまいります。

② エリアマーケティングの強化について

当社は従来、WEB・テレビを中心としたマス広告を展開し、全国に訴求することでブランドの認知度を高めてまいりました。しかしながら、地域毎のお客様のニーズに合わせたサービス展開が十分とは言えず、この点の強化が重要な課題であると認識しております。

今後は、地域を細分化し地域毎に異なるお客様の特性を把握した上で、お客様のニーズに合わせたサービス展開や店舗展開等を推進してまいります。

③ 人財採用・育成の強化、管理体制の充実

当社は、「人財」を最も重要な経営資源と捉えていることから、当社のさらなる企業価値向上のためには人財の確保と育成の強化が重要な課題と認識しております。

このため、採用手法の工夫による積極的な採用活動を推進するとともに、 教育研修体系を再構築し従業員個々の能力開発および管理職のマネジメント 能力向上等において、主体性を尊重した人財育成の強化に取り組んでまいり ます。

さらに、業務フローが正しく維持・運用されるように、管理体制を継続的 に見直し、改善を図ってまいります。

④ コーポレートガバナンス体制の充実について

当社は、意思決定の迅速化による経営効率化を進めるとともに業務執行に対する監督機能の強化を図ることが必要であると考えております。このため、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会設置会社への移行を予定しており、社外取締役による業務執行の監督機能の充実およびモニタリング機能の強化を進めてまいります。

今後も、経営の効率化、業務執行の迅速化および業務執行に対する監督機能の強化の視点から、継続的に体制の見直しと強化を図ってまいります。

⑤ 効率的な広告宣伝活動について

当社は、企業認知度の向上、「バイク王」のブランディング、またバイク買取業界全体の認知度向上も含めて積極的な広告宣伝活動を展開してまいりました。

この結果、「バイク王」については一定の認知度を得ましたが、売上高に占める広告宣伝費の割合の抑制が重要な経営課題となっております。

したがって、広告出稿媒体・方法・内容の精査・見直しにより全体として広告宣伝費を抑制しながら、お客様に対して当社ブランド・サービスのさらなる 浸透を目指し、広告宣伝活動の効率化および最適化を図ってまいります。

⑥ バイクの買取価格について

当社においてバイク買取は商品仕入であり、適正な買取価格は利益確保の源泉であります。

したがって、当社は販売価格の基となるオークション相場をデータベース化し、それに連動して買取価格を決定しておりますが、相場の急激な変動や競合他社の動向に対しても迅速な対応がとれるよう、体制の構築と見直しに努め、より適正な買取価格の維持を図ってまいります。

⑦ 整備力の強化について

当社は、小売販売チャネルの拡充に取り組み、小売販売台数の拡大に取り組んでまいりますが、質・量ともに安定した車輌の供給には整備力の強化が重要な課題と認識しております。

また、オークション販売における出品車輌の付加価値向上にも整備力の強化が重要な課題と認識しております。

これらの課題に対し、組織としての効率的整備体制を確立し強化に取り組むとともに、技術力向上のための研修や教育体制を整備することで、整備力の強化に努めてまいります。

⑧ 良好なバイク環境構築への取り組みについて

当社は、中古バイクの流通を通じて資源再利用による循環型社会形成に貢献してまいります。

また、良好な駐車場提供による違法駐車の減少等、環境問題改善へのソリューションを積極的に推進し、良好なバイク環境の確保・構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容(平成28年11月30日現在)

事		業					事	業	内	容
バ	イ	ク	買	取	事	業	バイク買	買取販売		
バ	イ	ク	小	売	事	業	バイク月	、売販売		
駐	Ē	Į.	場	Ę	į.	業	駐車場用地の開発および駐車場の運		の運営	

(注) 平成28年12月1日付でバイク買取事業とバイク小売事業をバイク事業に統合 しております。

(6) 主要な事業所(平成28年11月30日現在)

名	称	所 在 地		
本	社	東京都港区		
インフォメーショ	ンセンター	埼玉県さいたま市大宮区		
第二インフォメーショ	ョンセンター	秋田県秋田市		
筑波物流セ	ンター	茨城県つくばみらい市		
横浜物流セ	ンター	神奈川県横浜市鶴見区		
神戸物流セ	ンター	兵庫県神戸市中央区		
北海道·東	北エリア	宮城県仙台市泉区等3店舗		
関東コ	リア	埼玉県さいたま市北区等28店舗		
信越·北	陸ェリア	新潟県新潟市中央区等3店舗		
店舗 東 海 エ	リア	愛知県名古屋市港区等6店舗		
近 畿 ユ	リア	兵庫県伊丹市等12店舗		
中国・四	国エリア	岡山県岡山市等4店舗		
九州・沖	縄エリア	福岡県糟屋郡等6店舗		

⁽注) 平成28年12月1日付で5店舗の統廃合を実施しております。

(7) 使用人の状況(平成28年11月30日現在) 当社の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前事業年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
バイク買取事業	600名	3名減		
バイク小売事業	118名	4名減		
駐車場事業	9名	0名		
合計または平均	727名	7名減	33.9歳	7.1年

- (注) 正規使用人のみで派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。
- (8) 主要な借入先の状況(平成28年11月30日現在)

			,	借	入	<u> </u>	先				借入金残高
株	式	会	社	三	菱	東	京	UFJ	銀	行	50,000千円
株	式	会	社	<u>.</u> =	Ξ.	井	住	友	銀	行	50,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 15,315,600株

(自己株式 1,350,000株を含む)

(3) 株主数 4,875名

(4) 大株主(上位10名)

株		主	名	持株数	持株比率
石	Л	秋	彦	3,922,900株	28.1%
加	藤	義	博	3,059,000株	21.9%
有限	会 社	ケ	7	900,000株	6.4%
株式	会 社	ジャ	スト	800,000株	5.7%
株式	会 社	ユー・エス	• エス	773, 300株	5.5%
本		多	均	450,000株	3.2%
石	JII	ゆか	<i>y</i> 9	428,900株	3.1%
加	藤	信	子	294,000株	2.1%
バイク	ア王&カン	/パニー従業員	員持株会	290, 900株	2.1%
株式	会 社	G-7ホールデ	ィングス	150,000株	1.1%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,350,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 - 3. 持株比率は、小数点以下第1位未満を四捨五入して表示しております。
- (5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成28年11月30日現在) 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の 状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(平成28年11月30日現在)

会社における地位	B	E	名		担当
代表取締役社長執行役員	石。	JII	秋	彦	マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・バイクライフプランニング事業部・駐車場事業部管掌
取締役会長	加力	藤	義	博	内部監査室管掌
取締役常務執行役員	大	谷	真	樹	商品流通事業部管掌
取締役執行役員	Щ	縣		俊	コーポレート部門・コミュニケート部門・業 務サポート室管掌
取 締 役	齊	藤	友	嘉	
常勤監査役	産	形	昭	夫	
監 査 役	諏	訪		浩	
監 査 役	Щ	口	達	郎	

- (注) 1. 取締役齊藤友嘉氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役諏訪浩氏および山口達郎氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役諏訪浩氏は、大手金融機関の審査部に所属し、長年に亘り、多くの 企業の経理・財務の分析・研究に従事した経験を有しており、会計・企業財 務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、取締役齊藤友嘉氏および監査役諏訪浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役 該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	5名	147,000千円
(うち社外取締役)	(1名)	(4,800千円)
監 査 役	3名	18,600千円
(うち社外監査役)	(2名)	(7,800千円)
合 計	8名	165,600千円
(うち社外役員)	(3名)	(12,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年11月29日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成13年10月20日開催の第3回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
 - 3. 取締役の報酬決定については、株主総会において決議された総額のうち、 経営にかかわる技能・知識・経験等の適性および業績に対する貢献度等を総 合的に鑑み、妥当であると考えられる金額を取締役会にて協議して決定して おります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する額を限度額としております。

④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	齊藤友嘉	当事業年度開催の取締役会20回中19回に出席し、 主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取 締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため の助言・提言を行っております。
社外監査役	諏訪 浩	当事業年度開催の取締役会20回中19回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。 当事業年度開催の監査役会15回中15回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	山口達郎	当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。 当事業年度開催の監査役会15回中15回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査 と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておら ず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等 の額には合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況および報酬 見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った うえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当であると監査役会が判断した場合には、会計監査人の解任または不再任について、株主総会に議案として提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する と認められる場合には、監査役会は会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つの目的を達成するために、「内部統制システムの基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用を推進し、リスクマネジメントを行っております。

また、代表取締役を最高責任者とした内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進しております。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
 - ① バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役および従業員は法令・定款および当社グループの規程・規則等ならびに社会規範を遵守して事業活動を行う。また内部統制委員会およびコンプライアンス担当部門を設置し、当社グループのコンプライアンスを推進する。
 - ② 取締役は、取締役会の決定に基づき、各取締役の業務分担に応じた業務を執行し、その状況を取締役会に報告する。
 - ③ 会社情報開示については、内部統制委員会情報開示部会において、情報開示の基本方針、開示手順等を定め、情報の適正性・適時性および公正性を確保する。
 - ④ 内部監査部門として内部監査室を設け、業務監査、個人情報監査、内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを支援する。
 - ⑤ コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度を設ける。内部通報制度の情報受領者は、社内のホットライン部会、第三者機関である弁護士および通報制度受付窓口の専門会社とし、従業員等からの通報により組織的または個人に関わる法令に違反するおそれのある事由等の未然防止に取り組む。
 - ⑥ 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査 することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良 質な企業統治体制を確立する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に 応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた 保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 損失の危険の管理については、リスク管理規程を定め、内部統制委員会がグループの横断的なリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。また取締役または各部署の業務責任者が業務上のリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。
 - ② 重大なリスクが発生した場合は、緊急対策本部を設置し損害の拡大防止、被害の最小化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するもの とし、取締役会規程および取締役会付議事項を定め、取締役会が決定すべき事 項を明確にする。
 - ② 当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に 当社取締役執行役員および執行役員によって構成される執行役員会において審議し、その審議を経て取締役会に上程する。
 - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正化および効率化に 資するため、バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章、コンプライアンス 規程および内部通報制度を遵守し、当社グループの業務の適正を確保する体制 を整備する。
 - ② 当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、経営のモニタリングを行いガバナンスの強化を図るとともに、子会社管理規程を制定し当社に報告すべき事項を定める。
 - ③ 内部監査室は子会社について経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠した業務が行われているかを監査する。
 - ④ 取締役は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査役会に報告する。また、監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から専属の監査役補助者を任命することとする。 監査役補助者の評価は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に 関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反ならびに定款違反行為、内部者通報制度による通報状況等、その他重要な事項等を速やかに監査役に報告することとする。また、当社は当該報告をした者に対し不利な取り扱いを行わないこととする。
 - ② 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
 - ③ 監査役は、内部監査室および会計監査人と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。
 - ④ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、「内部統制システムの基本方針」に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。またコンプライアンスについては、社員の入社時ならびに職位に応じた研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

⁽注)本事業報告に記載しております数値は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(平成28年11月30日現在)

(単位:千円)

次	D 4⊓	# # #	(単位:十円)
	の部		か部
科 目	金額	科目	金額
流動資産	3, 393, 299	流動負債	974, 070
現金及び預金	1, 526, 472	買 掛 金	90, 251
売 掛 金	80, 148	短 期 借 入 金	100, 000
リース債権	1, 279	リース債務	27, 482
商品品	1, 525, 893	未払金	279, 902
貯 蔵 品	7, 707	未 払 費 用	120, 515
前 払 費 用	225, 408	未 払 法 人 税 等	57, 977
未 収 入 金	3, 517	前 受 金	195, 273
そ の 他	22, 958	預り金	23, 206
貸倒引当金	△86	前 受 収 益	798
		賞 与 引 当 金	40, 836
固 定 資 産	1, 402, 826	店舗閉鎖損失引当金	8, 538
有 形 固 定 資 産	671, 842	商品保証引当金	1, 755
建物	457, 035	資 産 除 去 債 務	26, 233
構築物	54, 297	その他	1, 297
機械及び装置	724	固定負債	299, 638
車 両 運 搬 具	26, 531	リース債務	46, 862
工具、器具及び備品	47, 962	繰 延 税 金 負 債	24, 762
リース資産	85, 291	資 産 除 去 債 務	180, 069
		そ の 他	47, 944
無形固定資産	63, 626	負 債 合 計	1, 273, 708
商標権	5, 470		
ソフトウェア	50, 523	純 資 産	の部
電話加入権	7, 631	株 主 資 本	3, 522, 416
		資 本 金	590, 254
投資その他の資産	667, 357	資本剰余金	609, 877
関係会社株式	268, 800	資本準備金	609, 877
出資金	290	利 益 剰 余 金	2, 678, 514
長 期 貸 付 金	2,000	利益準備金	13, 250
従業員長期貸付金	183	その他利益剰余金	2, 665, 264
長期前払費用	5, 882	別途積立金	1, 230, 000
敷金及び保証金	374, 615	繰越利益剰余金	1, 435, 264
その他	15, 585	自己株式	△356, 229
	10,000	純 資 産 合 計	3, 522, 416
資 産 合 計	4, 796, 125	負債・純資産合計	4, 796, 125

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年12月1日から) 平成28年11月30日まで)

(単位:千円)

		(井)匹・111)
科目	金	額
売 上 高		16, 996, 356
売 上 原 価		
商品期首たな卸高	1, 228, 376	
当期商品仕入高	8, 335, 745	
商品保証引当金繰入額	$\triangle 26$	
合 計	9, 564, 095	
商品期末たな卸高	1, 525, 893	
商品売上原価	8, 038, 202	
流通整備原価	994, 424	
その他の事業原価	674, 332	9, 706, 958
売 上 総 利 益		7, 289, 397
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7, 792, 407
営 業 損 失		503, 009
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1, 269	
クレジット手数料収入	68, 288	
受 取 賃 貸 料	8, 616	
雑収入	35, 331	113, 506
営 業 外 費 用		
支払利息	2, 140	
雑 損 失	1,010	
助成金返還損	2,000	5, 150
経 常 損 失		394, 653
特別 利 益		
固定資産売却益	490	490
特 別 損 失		
固定資産除却損	3, 254	
減損損失	39, 112	
賃貸借契約解約損	2, 300	44, 666
税引前当期純損失		438, 830
法人税、住民税及び事業税		53, 824
法人税等調整額		93, 579
当期純損失		586, 233

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から) 平成28年11月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本					
	V= 1 A		資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	
平成27年12月1日残高	590, 254	609, 877	_	609, 877	13, 250	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純損失 (△)						
自己株式の処分			△7, 331	△7, 331		
自己株式処分差損の振替			7, 331	7, 331		
事業年度中の変動額合計		_	_	_	_	
平成28年11月30日残高	590, 254	609, 877	_	609, 877	13, 250	

		株主資本					
		利益剰余金					
	その他利	益剰余金				始次产入 到	
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	純資産合計	
平成27年12月1日残高	1, 230, 000	2, 125, 537	3, 368, 787	△395, 810	4, 173, 109	4, 173, 109	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△96, 709	△96, 709		△96, 709	△96, 709	
当期純損失 (△)		△586, 233	△586, 233		△586, 233	△586, 233	
自己株式の処分				39, 581	32, 250	32, 250	
自己株式処分差損の振替		△7, 331	△7, 331		_	_	
事業年度中の変動額合計		△690, 273	△690, 273	39, 581	△650, 692	△650, 692	
平成28年11月30日残高	1, 230, 000	1, 435, 264	2, 678, 514	△356, 229	3, 522, 416	3, 522, 416	

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品および貯蔵品については、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備お よび構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(附属設備)8~22年構築物10~20年機械及び装置5年車両運搬具2~6年工具、器具及び備品2~18年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金

将来の閉鎖が見込まれる店舗等について、今後発生する閉鎖に伴う損失に備えるため、合理的に見込まれる発生見込額を計上しております。

④ 商品保証引当金

当社が販売した商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づき発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準 リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

法人税法の改正にともない、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

当該変更による当事業年度の営業損失、経常損失および税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,573,684千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権関係会社に対する短期金銭債務

49千円

32千円

4. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高 営業取引による取引高 売上高

8,057,906千円

販売費及び一般管理費

93,165千円

営業取引以外の取引による取引高

9,566千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用	途	場	所	種	類	減損損失 (千円)	
事業用資産		ボイク王新潟店他 (21事業所)		リース資産		3, 529	
				建物他		35, 583	

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、 事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルー ピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所等について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を零として測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 15,315,600株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 1,350,000株
- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28 2月26 定時株 総	日	普通株式	利益剰余金	69, 078	5. 00	平成27年 11月30日	平成28年 2月29日

② 中間配当金支払額等

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 7月 取締		普通株式	利益剰余金	27, 631	2. 00	平成28年 5月31日	平成28年 8月2日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項 平成29年2月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する 事項を次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 2月24日 定時株主 総 会	普通株式	利益剰余金	27, 931	2.00	平成28年 11月30日	平成29年 2月27日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)

(州米)	延饥並貝生)		
1	流動資産の部		
	たな卸資産評価損		6,904千円
	未払事業税		4, 157
	未払事業所税		3, 153
	賞与引当金		12, 504
	店舗閉鎖損失引当金		2,614
	資産除去債務		8,032
	その他	_	8, 975
	繰延税金資産(流動)	小計	46, 342
	評価性引当額		$\triangle 46,342$
	繰延税金資産(流動)	合計	<u> </u>
2	固定資産の部		
	減価償却超過額		23,815千円
	繰延資産償却超過額		3, 201
	減損損失		23, 070
	資産除去債務		55, 137
	繰越欠損金		131, 844
	その他	_	5, 548
	繰延税金資産 (固定)	小計	242, 617
	評価性引当額	_	$\triangle 242,617$
	繰延税金資産(固定)	合計	<u> </u>
	繰延税金資産合計	_	<u> </u>
(繰	延税金負債)		
	固定負債の部		
	有形固定資産	_	△24,762千円
	繰延税金負債(固定)	合計	△24, 762
	繰延税金負債の純額	=	△24, 762

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	△33.1%
(調整)	
住民税均等割	12.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
評価性引当額の増加	54.4%
税効果会計適用税率差異	$\triangle 0.4\%$
その他	$\triangle 0.2\%$
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6%

(注) 当事業年度におきましては、税引前当期純損失を計上しているため、 法定実効税率をマイナス表示し調整を行っております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース

(借主側)

未経過リース料

	1	年	内	94,241千円
	1	年	超	315,092千円
	合		計	409, 334千円
(貸=	注側)			
未	経過	リーフ	ス料	

1	年	内	8,616千円
1	年	超	37, 336千円
		計	45,952千円

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金および未収入金は、主にオークション売上および国内の取引先にかかるものであり、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に買取店・小売販売店・駐車場の出店等にかかるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用および預り金は、その全てが1年 以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引にかかる資金調達であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが 2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスクの管理

当社は、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を 行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間ごとに把握し、財務状況等 の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制を構築しております。

(ロ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し担当取締役へ報告することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変 動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該 価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1, 526, 472	1, 526, 472	_
(2) 売掛金	80, 148		
貸倒引当金(*)	$\triangle 7$		
	80, 141	80, 141	_
(3) 未収入金	3, 517		
貸倒引当金(*)	△79		
	3, 438	3, 438	_
(4) 敷金及び保証金	374, 615	372, 506	△2, 109
資産計	1, 984, 668	1, 982, 559	△2, 109
(1) 買掛金	90, 251	90, 251	_
(2) 短期借入金	100, 000	100, 000	_
(3) リース債務	74, 344	72, 701	△1, 643
(4) 未払金	279, 902	279, 902	_
(5) 未払費用	120, 515	120, 515	_
(6) 未払法人税等	57, 977	57, 977	_
(7) 預り金	23, 206	23, 206	
負債計	746, 198	744, 554	△1, 643

- (*) 売掛金および未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、および(3)未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(4)敷金及び保証金

これらは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、および(7) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらは、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 (非上場株式)	268, 800
出資金	290

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1, 526, 472			_
売掛金	80, 148	_	_	_
未収入金	3, 517	_	_	_
敷金及び保証金	92, 523	26, 831	116, 495	138, 765
合 計	1, 702, 662	26, 831	116, 495	138, 765

4. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1 年 超 2年以内 (千円)	2 年 超 3年以内 (千円)	3 年 超 4年以内 (千円)	4 年 超 5年以内 (千円)	5 年 超 (千円)
リース債務	27, 482	21, 632	14, 565	7, 210	3, 453	_
合 計	27, 482	21, 632	14, 565	7, 210	3, 453	_

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額268,800千円持分法を適用した場合の投資の金額249,636千円持分法を適用した場合の投資利益の金額104,683千円

10. 資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - ① 当該資産除去債務の概要

当社は、バイク買取事業およびバイク小売事業における店舗等並びに駐車場 事業における事業地について不動産賃借契約を締結しており、当該不動産賃借 契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上してお ります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

バイク買取事業およびバイク小売事業における店舗等並びに駐車場事業における事業地については、使用見込期間を5年から22年、割引率は0.02%から1.93%を採用しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高212, 146千円有形固定資産の取得に伴う増加額8, 382千円時の経過による調整額2, 439千円資産除去債務の履行による減少額△16, 665千円当事業年度末残高206, 302千円

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの 該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科 目		期末残高
関連会社	(株ジャパンバイク オークション	所有 直接30.0%	オークション 取引	オークション の売上(注1)	8, 057, 906	売掛金	È	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. オークション売上については、㈱ジャパンバイクオークションのオークション規約により、一般会員と同様の取引条件によっております。
 - 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

252円22銭

1株当たり当期純損失

42円43銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年1月13日

(EII)

株式会社 バイク王&カンパニー 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大 髙 俊 幸

指定有限責任社員 公認会計士 陸田雅彦 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイク王&カンパニーの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第19期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の 上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類 等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査い たしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法 人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月 28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応 じて説明を求めました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正し く示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項 は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

平成29年1月19日

株式会社バイク王&カンパニー 監 査 役 会

常勤監査役 産 形 昭 夫 即

社外監査役 諏 訪 浩 即

社外監査役 山 口 達 郎 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 第19期剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化、継続的な企業価値の向上に努め、将来の事業展開等を勘案のうえ、内部留保および利益配分を決定しております。

内部留保につきましては、従来より進めてまいりました借入金等に大きく依存しない財務基盤を前提に、業務の一層の効率化・売上の増加を図るための新規出店、システム整備および将来の事業強化につながる戦略的投資等、将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当してまいります。

配当につきましては、安定的な配当を行うことを念頭に置きつつ、業績等を勘案 したうえで配当金額を決定してまいります。

第19期の期末配当につきましては、かかる方針をふまえ、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

- (1)配当財産の種類金銭といたします。
- (2) 株主に対する期末財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金2円 総額 27,931,200円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年2月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律 第90号。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっておりま す。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 変更の内容

具体的な変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

	(下級部が変更固所であります。)
現 行 定 款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条 (条文省略)	第1条~第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ
か、次の機関を置く。	か、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) 監査役会	(削除)
<u>(4)</u> 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条~第19条 (条文省略)	第5条〜第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第20条 当会社の取締役は6名以内とする。	第20条 当会社の監査等委員である取締役以外の
	取締役は6名以内とし、監査等委員である
	<u>取締役は4名以内</u> とする。

現行定款

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって行なう。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会終結の時までとする。

(新設)

2 増員または補欠として選任された取締役 の任期は、在任取締役の任期の満了する時 までとする。

第23条~第24条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮する事が出来る。
 - 2 取締役<u>および監査役</u>全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで取締役会を 開催する事が出来る。

変 更 案

(選任方法)

- 第21条 <u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役<u>お</u> よび監査等委員である取締役は、それぞれ 区別して株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって行なう。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第22条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
 - 3 任期満了前に退任した監査等委員である 取締役の補欠として選任された監査等委員 である取締役の任期は、退任した監査等委 員である取締役の任期の満了する時までと する。

第23条~第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮する事が出来る。
 - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで取締役会を開催する事が 出来る。

現行定款

(新設)

変 更 案

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定 めるところに従い、取締役会の決議をもっ て、同条第5項各号に定める事項以外の重 要な業務執行の決定の全部または一部の決 定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 (条文省略)

(取締役会の決議方法)

第27条 (現行どおり)

(取締役会決議の省略)

第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会決議の省略)

第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。(削除)

(取締役会の議事録)

第<u>28</u>条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより出席した取締役<u>および監査役が</u>これに記名押印または電子署名を行なう。

(取締役会の議事録)

第<u>29</u>条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより<u>、議事録を作成し、</u>出席した取締役<u>は</u>これに記名押印または電子署名を行なう。

(取締役会規程)

第29条 (条文省略)

(取締役会規程)

第30条 (現行どおり)

(報酬等)

第<u>30</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の 決議によって定める。 (報酬等)

第31条 監査等委員である取締役以外の取締役<u>および監査等委員である取締役</u>の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>それぞれ区別して</u>株主総会の決議によって定める。

第32条~第33条 (現行どおり)

第31条~第32条 (条文省略)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会 (<u>員数)</u> 第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除) (削除)
(選任方法) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使する 事が出来る株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数 をもって行なう。	(削除)
(任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監 査役の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監 査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に 各監査役に対して発するものとする。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査役会を開催すること ができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めが ある場合を除き、監査役の過半数をもって 行なう。	(削除)
(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事については、法令 に定めるところにより、議事録を作成し、 出席した監査役はこれに記名押印または電 子署名を行なう。	(削除)

現 行 定 款	変更案
(報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によ って定める。	(削除)
(監査役会規程) 第41条 監査役会に関する事項は、法令または本 定款のほか、監査役会において定める監査 役会規程による。	(削除)
(監査役の責任免除) 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、取締役会の決議をもって、任務を怠 ったことによる監査役(監査役であった者 を含む。)の損害賠償責任を法令の限度に おいて免除する事が出来る。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、監査役との間に任務を怠ったことに よる損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基づ く損害賠償責任の限度額は、法令が規定す る額とする。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤 の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日 前に各監査等委員に対して発するものとす る。ただし、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで監査等委員会を開催 することができる。

現 行 定 款	変更案
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第36条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第37条 監査等委員会における議事については、 法令に定めるところにより、議事録を作成 し、出席した監査等委員はこれに記名押印 または電子署名を行なう。
(新設)	(監査等委員会規程) 第38条 監査等委員会に関する事項は、法令また は本定款のほか、監査等委員会において定 める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>43</u> 条~第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 <u>39</u> 条〜第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 <u>45</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監</u> <u>査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 <u>41</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監</u> <u>査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第 <u>46</u> 条~第 <u>49</u> 条 (条文省略)	第 <u>42</u> 条~第 <u>45</u> 条 (現行どおり)
(新設) (新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、第19回定時株主総会において決議 された定款一部変更の効力発生時以前の行為に 関し、会社法第426条第1項の規定により、任務 を怠ったことによる監査役(監査役であった者 を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において 取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員(5名)は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを 条件といたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	いし かわ あき ひこ 石 川 秋 彦 (昭和39年9月23日)	昭和62年2月	3, 922, 900株
2	か とう よし ひろ 加 藤 義 博 (昭和46年1月31日)	平成3年3月 (株ナショナルオート入社 平成9年11月 (有ケイ設立 代表取締役社長 平成10年9月 当社設立 代表取締役社長 平成15年12月 (有ケイ 取締役 平成19年6月 (株アイケイモーターサイクル代表取締役社 長 平成23年3月 当社企画本部管掌 平成25年12月 当社内部監査室管掌(現任) 平成26年2月 当社取締役会長(現任)	3, 059, 000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	*** たに ま き 大 谷 真 樹 (昭和46年1月22日)	平成9年11月	100株
4	やま がた たかし 山 縣 俊 (昭和25年1月14日)	平成16年6月 太平洋興発㈱ 監査役 平成19年8月 当社入社 平成19年11月 ㈱パーク王 取締役 ㈱アイケイモーターサイクル 取締役 平成20年11月 当社取締役 総合管理本部管掌 平成23年3月 当社管理本部管掌 平成24年3月 当社コーポレート部門・コミュニケート部門管掌(現任) 平成25年12月 当社業務サポート室管掌(現任) 平成27年2月 当社取締役執行役員(現任)	13, 200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役の指名については、経営にかかわる技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、各取締役が取締役候補者を推薦し、取締役会にて協議して候補者を決めております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを 条件といたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	うぶ かた てる ぉ 産 形 昭 夫 (昭和23年1月30日)	昭和46年4月 三井建設㈱入社 平成10年4月 同社経理部長 平成15年4月 三井住友建設㈱管理本部財務統括部副統括部長 来成18年6月 同社監査役 平成23年2月 当社取締役 平成25年2月 当社監査役(現任)	
2	やま ぐち たっ ろう 山 口 達 郎 (昭和23年1月17日)	昭和45年4月 山一證券㈱入社 平成12年5月 三和証券 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券) (㈱入社 平成12年7月 同社執行役員 平成17年6月 (㈱UFJつばさ研究所代表取締役 平成18年6月 MUハンズオンキャピタル(㈱監査役 平成21年11月 当社監査役 (現任)	_
3	さい とう とも よし 齊 藤 友 嘉 (昭和28年6月21日)	昭和57年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 平成9年1月 日本弁護士連合会事務次長 平成13年8月 司法制度改革推進準備室内閣参事官 平成21年4月 齊藤法律事務所開設(現任) 平成25年2月 当社取締役(現任)	_

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 山口達郎氏および齊藤友嘉氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 社外取締役候補者とした理由について

山口達郎氏は、役員として企業経営に携わっていた経験があることから、 当社の業務執行の意思決定における適法性、妥当性の観点から適切な提言 を期待できると判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いする ものであります。

齊藤友嘉氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を当社経営に活かしつつ、社会的公正な決定および経営監督の実効性向上の実現のために期待される役割を十分に発揮していただけることを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

4. 山口達郎氏が社外取締役に就任された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

齊藤友嘉氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

- 5. 齊藤友嘉氏の当社社外取締役在任期間は平成25年2月の就任以来本総会終結の時をもって4年であります。
- 6. 各候補者と当社は、本議案が承認された場合、会社法第427条第1項の規定 に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で あります。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額と いたします。

【ご参考】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の社外取締役の独立性判断基準を定めております。

詳細は、「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」をご 参照ください。

「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」

http://www.8190.co.jp/ir/strategy/governance.html

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて、第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件に就任されます監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを 条件といたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	略歴、当社における地位、担当		所有する当
(生年月日)	(重要な兼職の状況)		社の株式数
で ぐち いさ お 樋 口 功 雄 (昭和17年2月16日)	平成元年6月平成14年6月	(㈱リコー入社 リコーロジスティクス(㈱経理部長 同社監査役 (㈱クォリテックストレーディング監査役	800株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 樋口功雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 樋口功雄氏は、経理部長としての経験を有し、また、これまで培ってきた 豊富な実務ならびに監査役としての経験・知識を有しておられることから、 社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任を お願いするものであります。
 - 4. 本議案が承認され、樋口功雄氏が社外取締役に就任された場合には、社外取締役として、当社と樋口功雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社は、平成17年11月29日開催の第7回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である 取締役を除く。) 4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等 委員である取締役を除く。) は4名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを 条件といたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30,000千円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

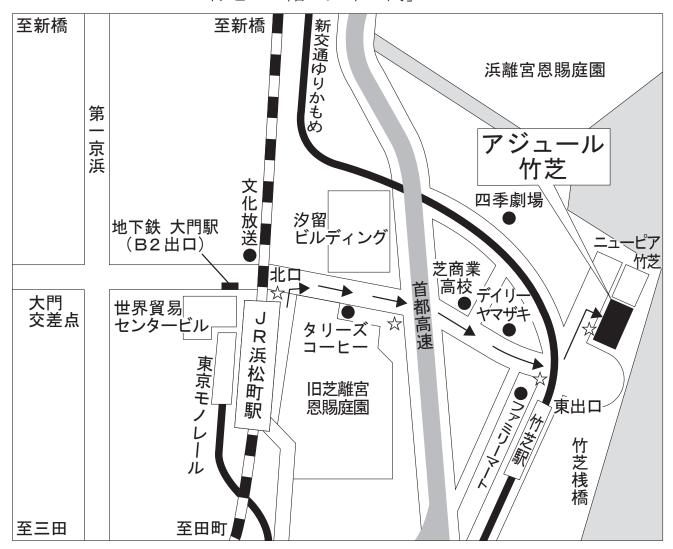
本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを 条件といたします。

以上

メ	モ	

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区海岸一丁目11番2号 アジュール竹芝 14階「天平の間」



※午前9時より、☆印周辺に係員を配置いたします。

交 通 JR、東京モノレール…… 浜松町駅(北口) 徒歩約7分 地下鉄(大江戸線・浅草線)… 大門駅(B2出口)徒歩約8分 新交通ゆりかもめ………… 竹芝駅 徒歩約1分

※駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

※この招集通知書は、再生紙および環境に優 しい植物油インキを使用しております。